

令和 6 年

第 3 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 6 年 5 月 2 7 日（月）

伊勢原市農業委員会

第3回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年5月27日（月）午前10時40分から午前11時まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所2階 2C会議室
- 3 委員在任定数 10名
1 梶 政博 6 田中 真紀子
2 重田 千秋 7 麻生 伸一
3 古屋 幸男 8 越水 一雄
4 今井 恵美子 9 大木 克美
5 田中 光男 10 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 10名（その他、農地利用最適化推進委員12名出席）
- 5 欠席委員数 0名
- 6 署名委員 古屋 幸男 今井 恵美子
- 7 議長 鈴木 雅之
- 8 事務局職員出席者
田中 則行（事務局長）
服部 孝喜
片山 淳二
岡部 拓弥
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 10 審議内容 （開会 午前10時40分）

[事務局 長] 在任定数10名、出席委員全員で、定足数に達していることを報告します。

[議長] 只今より第3回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告3件、議案2件となっております。

[議長] 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届け出が必要となります。

内訳は、大山高部屋地区で1件、比々多地区で2件、成瀬地区で2件、大田地区で2件の届出を受理しています。なお、第三者への斡旋につい

ては、7号の方は希望しており、そのほかの方は希望がありませんでした。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いいたします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにするとときは、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出をすることとされています。

比々多地区の1件、成瀬地区の1件、大田地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号の1と3については駐車場、2については一般個人住宅として転用を行うものです。以上です。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 相続税納税猶予期間の3年ごとに必要となる証明です。伊勢原地区で1件、比々多地区で1件、大田地区で2件の申請がありました。

報告第3号の1について、対象農地は田中字ク子花に4筆、同字クツガタに2筆、伊勢原四丁目に1筆、上粕屋字咳止橋に1筆、上谷字前田に1筆、下谷字角池に1筆、合計11筆、面積は6,083平方メートルです。

4月25日に事務局で現地調査を行い、稲作や果樹栽培等を確認しています。4月26日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第3号の2について、対象農地は神戸字木下に9筆、同字養福寺に5筆、合計14筆、面積は9,878平方メートルです。

4月25日に事務局で現地調査を行い、稲作やほうれん草、露地野菜等の耕作を確認しています。4月26日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第3号の3について、対象農地は小稲葉字宮ノ前に3筆、同字丘毛に7筆、同字流作に1筆、合計11筆、面積は5,688平方メートルです。

4月19日に事務局で現地調査を行い、稲作等の耕作を確認しています。4月26日付けで専決処分により証明書を発行しました。

報告第3号の4について、対象農地は小稲葉字中野原に6筆、合計6筆、面積は3,784平方メートルです。

4月19日に事務局で現地調査を行い、稲作を確認しています。4月26日付けで専決処分により証明書を発行しました。

[議長] 何か御質問がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地に権利設定又は移転をして農地以外のものにする場合について農業委員会の意見を求めます。

議案第1号について、譲受人は、土地区画整理組合です。

譲受人は、令和3年1月8日県より土地区画整理の認可をうけて新たな産業拠点として面積23.2ヘクタールの事業に着手、同年7月27日、申請地を一時転用許可取得の上で仮設事務所として使用しています。その後、3年の期限を前に農地復元するにあたり、他に移転先を探しましたが、適地が無いため組合事業の継続のため再度一時転用の申請をするものです。

区画整理事業の完成は令和9年なので、一時転用期間の3年間までに、事務所は撤去して予定です。

申請地は、上粕屋字山王原の2筆の一部、面積2,729平方メートルのうち806.73平方メートルを仮設現場事務所と駐車場として使用します。権利関係は、賃貸借権設定です。

申請地の立地基準は、周辺は非農地で囲まれ、農地の広がりがある10ヘクタール未満であることから「その他2種農地」と判断されます。

一般基準及び個別基準について周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。

[議長] 議案第1号について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員] 5月23日に地区担当にて現地確認しました。延長による再度の一時転用となりますが、当時の申請内容と相違がないことを確認しました。特に問題が無いものと判断しました。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第1号について、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【 質問等なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1号について、「原案のとおり許可相当とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第1号については、「原案のとおり許可相当する」ことといたします。

[議長] 議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、関係する委員は退室をしてください。

【 関係委員1名退席 】

[議長] 議事を進めます。事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、なお従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要です。

新規設定の申出3件について、説明します。

議案第2号の1について、比々多地区、三ノ宮字鍛冶久保の1筆、1,054平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約43アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第2号の2について、成瀬地区、栗窪字林台の1筆、158平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約82アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第2号の3について、大田地区、小稲葉字一ツ橋の2筆、同字長橋の6筆、計7,291平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約283アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致しています。

[議長] 審議に入ります。議案第2号について、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第2号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

事務局は、退席した関係委員を入室させてください。

(関係委員入室)

[議長] 以上を持ちまして、第3回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【 午前11時 終了 】